

大阪広域水道企業団公告第8号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、大阪広域水道企業団太子水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成29年6月19日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日
太子 第127号	新見設備 新見 厚幸	堺市南区高尾1丁346番地37	平成29年6月8日